

# ～地元企業と協働で耕作放棄地の解消を促進～

## 神奈川県鎌倉市

取組主体: 鎌倉市遊休農地解消対策協議会

取組開始時期: 平成18年4月

解消面積: 0.43ha(平成27年3月時点)

導入作物: サツマイモ・南瓜・冬瓜等

### 1. 取組のきっかけ・経緯

全国的な耕作放棄地解消対策の高まりを受け、本市でも平成17年を準備期間として、平成18年度から本格的に耕作放棄地の再生活動を行ってきたが、平成25年度からは、地元企業(三菱電機(株))の協力を得て、再生活動の圃場を複数箇所に広げている。

### 2. 取組内容

遊休農地解消実践活動事業を活用して耕作放棄地を再生し、そこで収穫した野菜を給食の食材等として市内の小学校、保育園、福祉施設等に無償配布するなど、地産地消の推進に効果を上げている。また、秋には圃場周辺の小学生、福祉施設通所者による農業体験の場として、芋掘りを行っている。

平成25年度からは、地元企業である三菱電機(株)と遊休農地解消対策協議会との間で、耕作放棄地解消のための協定を締結した。企業側としては、社員の社会貢献活動の一環として、地域に根付いた活動を行うメリットがある一方、協議会としては、これまで限られた人員、予算の中で進まなかった耕作放棄地の再生活動が、企業の力を借りることで大きな助けになっている。

具体的には、遊休農地解消対策協議会委員でもある地元農業者の指導を受けながら、同社の社員が草刈り等を行った後、3年間を目途に野菜の栽培を行い、優良な農地として再生させる。

再生活動が終了した農地は、利用権の設定により地元農業者が耕作を行う等、再度耕作放棄地とならないよう取り組んでいく。

### 3. 今後の課題・予定など

これまで、耕作放棄地の解消対策には、行政、JA、農業委員会といった関係機関だけが、限られた活動を行わざるを得なかった。

しかし、この活動に地元の企業が加わることで、人員的、費用的な問題も解消するとともに、活動を継続的に行うことで、耕作放棄地の再生面積も今後増加することが予想される。

### 4. 活用した補助事業

(市)遊休農地解消実践活動事業

(補助内容: H18年度～H26年度、0.43ha、耕作放棄地の再生、地産地消の推進)



再生前



再生後